

**原子力立地地域の企業(新・増設)に電気料金的大幅な支援**

原子力発電施設等立地地域に立地(新・増設)し、雇用増加させた企業へ電気料金の一部を最大8年間、半年ごとに助成します。

区分	内容
<b>対象事業者</b>	本市に平成25年4月1日以降に企業立地(新・増設)した事業者が対象となります。 【対象業種】=製造業、建設業、運輸業、小売業、サービス業、卸売業、医療機関、介護・福祉施設 など *風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定される業種は対象外です。
<b>補助要件</b>	1. 電力契約 新・増設に伴い、電力契約の新規契約または増加契約をしていること。 2. 雇用 雇用人数(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。
<b>募集時期</b>	4月中旬
<b>交付期間</b>	新増設した日から最大8年間 *電気料金の支払い実績などに基づいて金額が決まるため、半期ごとに申請していただく必要があります。 *増加した雇用人数が3人を下回った場合、その半期は不交付となります。
<b>申請・問合せ</b>	一般財団法人電源地域振興センター振興業務部立地審査課 ☎03(6372)7307

**平成26年度乳幼児健診日程(前期)**

【問合せ】市民健康課(川内保健センター内)  
☎(22)8811

樋脇・入来・祁答院地域 (受付時間...13:15~13:30 場所...樋脇保健センター)							川内・東郷地域 (受付時間...13:00~13:20 場所...川内保健センター)											
月	日	対象者(生)		日	対象者(生)			月	日	対象者(生)								
		3~4カ月	6~7カ月		1歳6カ月児	2歳児 歯科	3歳児			3~4カ月	6~7カ月	1歳6カ月児	2歳児 歯科	3歳児				
4月	16日	H25.12	H25.9	23日	H24.9	H23.10	H22.9	4月	18日	H25.12	4日	H25.9	1日	H24.9	3日	H23.10	15日	H22.9
5月	21日	H26.1	H25.10	28日	H24.10	H23.11	H22.10	5月	16日	H26.1	2日	H25.10	13日	H24.10	1日	H23.11	20日	H22.10
6月	18日	H26.2	H25.11	25日	H24.11	H23.12	H22.11	6月	20日	H26.2	6日	H25.11	3日	H24.11	5日	H23.12	17日	H22.11
7月	16日	H26.3	H25.12	23日	H24.12	H24.1	H22.12	7月	18日	H26.3	4日	H25.12	1日	H24.12	3日	H24.1	15日	H22.12
8月	20日	H26.4	H26.1	27日	H25.1	H24.2	H23.1	8月	22日	H26.4	1日	H26.1	5日	H25.1	6日	H24.2	19日	H23.1
9月	10日	H26.5	H26.2	17日	H25.2	H24.3	H23.2	9月	19日	H26.5	5日	H26.2	2日	H25.2	4日	H24.3	25日	H23.2

下甕・鹿島地域 (受付時間...10:20~10:40 場所...長浜診療所)						里・上甕地域 (受付時間...13:00~13:15 場所...上甕保健センター)					
月	日	対象者(生)			月	日	対象者(生)				
		3~4カ月	6~7カ月	1歳6カ月児			2歳児 歯科	3歳児	3~4カ月	6~7カ月	1歳6カ月児
4月	24日	H25.12 H26.1	H25.8-9	H24.9-10	4月	25日	H25.12 H26.1	H25.8-9	H24.9-10	H23.10-11	H22.9-10
6月	19日	H26.2-3	H25.10-11	H24.11-12	6月	27日	H26.2-3	H25.10-11	H24.11-12	H23.12 H24.1	H22.11-12
8月	7日	H26.4-5	H25.12 H26.1	H25.1-2	8月	22日	H26.4-5	H25.12 H26.1	H25.1-2	H24.2-3	H23.1-2

**医療機関の窓口負担が変わります**

70歳以上75歳未満の方が病院などにかかるときの自己負担割合が4月から変わります。ただし、現役並みの所得がある方は、これまでどおりです。なお、現在国保高齢受給者証「2割」平成26年3月31日までは「1割」と表示されている受給者証をお持ちの方は、3月31日までに新しい受給者証を送付します。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える方	備考
2割	1割 *現行どおり	現役並の所得がある方は、これまでどおり3割負担
医療機関の窓口負担の割合		

【問合せ】本庁保険年金課 国保G(内線)2841・2842・2843または各支所市民生活課

**天辰第一地区土地区画整理事業の事後評価の公表**

天辰第一地区土地区画整理事業では、都市再生整備計画事業を導入しています。このこと

【所】本庁都市計画課天辰区画整理推進室(土日祝日を除く)  
\*市ホームページでも公表します。

【問合せ】本庁都市計画課天辰区画整理推進室(内線)3521・3522

**平成26年4月から市の組織・機構が変わります**

本庁4階本館  
▼農林漁業の六次産業化を推進するため、農林水産部に「六次産業対策課」を新設します。

本庁3階本館  
▼より効率的な業務の遂行を図るため、都市計画課の区画整理グループと天辰区画整理推進室を統合し、「区画整理課」を新設します。

本庁2階東別館  
▼市民により分かりやすい名称とするため、福祉課を「保護課」に名称変更します。

各支所  
▼より効率的な業務の遂行を図るため、各支所(樋脇・入来・東郷・祁答院・里・上甕・下甕・鹿島)の市民生活課と産業建設課を統合し、「地域振興課」を新設します。

【問合せ】本庁行政改革推進課 行政改革G(内線)4132

**高齢者雇用安定法が改正されています**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律が、平成25年4月から改正されています。高齢者が培ってきた知識と経験を生かし、意欲と能力のある限り年齢に関係なく働くことができる全員参加型社会の実現が求められています。

【改正のポイント】  
①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止  
②継続雇用制度の対象者を雇うする企業の範囲の拡大

③義務違反の企業名を公表  
④高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

\*平成25年4月1日から、原則希望者全員を65歳以上の継続雇用制度の対象者とするよう義務付けられました。ただし、平成25年3月31日までに、継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合は、経過措置があります。これは基準の対象者とする年齢を段階的に引き上げながら、平成37年3月31日までに希望者全員を65歳以上までに継続雇用する制度とするものです。

【問合せ】ハローワーク川内(22)8609

**広報電話をご利用ください**

左表の情報がいつでも聞けるよう広報電話を設置しています。

【番組表】	
#1	当番医(日曜日・祝日)
#2	夜間救急当番医
#3	歯科医の休日診療
#4	水道サービスセンター
#5	イベント情報
#6	防災行政無線の放送内容

【例】夜間救急当番医を調べたい場合  
☎0120-894212  
56に電話をかけます。  
②メッセージが流れます。  
(メッセージが流れている間のチャンネル選択も可能です。)



③☎と☎を押し、情報を聞くことができます。  
\*ダイヤル式電話または内線専用電話からは、ご利用できませんので、ご了承ください。

【問合せ】本庁広報室広聴広報G(内線)633

**税の納期(4月分)**

●固定資産税(1期)  
<納期>4月30日(水)



**市民の動き**

\*住民基本台帳人口

3月1日現在(前月比)

■人	口	99,029人(-35人)
男		47,215人(-3人)
女		51,814人(-32人)
■世帯数		45,947世帯(-35世帯)

**発行**  
薩摩川内市(本庁)  
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3-22  
☎(23)5111 ☎(20)5570  
☎(22)8115(直通)  
\*音声案内後に内線番号を押してください。

**閉庁日および時間外** ☎(23)5115

**編集**  
本庁企画政策部広報室(内線632・633)  
☎koho@city.satsumasendai.lg.jp

**各支所など**

樋脇支所	〒895-1292	樋脇町塔之原1173
	☎(37)3111	☎(37)2252
入来支所	〒895-1492	入来町浦之名33
	☎(44)3111	☎(44)3117
東郷支所	〒895-1106	東郷町斧淵362
	☎(42)1111	☎(42)0767
祁答院支所	〒895-1595	祁答院町下手67
	☎(55)1111	☎(55)1021
里支所	〒896-1192	里町里1922
	☎(3)2311	☎(3)2912
上甕支所	〒896-1201	上甕町中甕481-1
	☎(2)0001	☎(2)1490
下甕支所	〒896-1696	下甕町手打819
	☎(7)0311	☎(7)0753
鹿島支所	〒896-1392	鹿島町藺牟田1457-10
	☎(4)2211	☎(4)2672
消防局	〒895-0074	原田町22-10
	☎(22)0119	☎(20)3430

**\* 甕島市外局番 = 09969**

**広報電話**  
☎0120(894)256  
\*夜間救急当番医やイベント・防災行政無線の放送内容などの情報が電話で確認できます。

**市ホームページ**  
☎http://www.city.satsumasendai.lg.jp